

令和7年9月改正



南陽市ビジネスホテル奨励金

観光やビジネスで訪れる方々の宿泊需要に対応するため、ビジネスホテル新設や既存宿泊施設からの建替えを支援します。

○ 奨励金の交付要件、交付額

【適用期限】令和13年3月31日まで

交付要件

① 新設

事業者が、客室数15室以上のビジネスホテルを新設する場合

② 建替え

事業者が、ビジネスホテル又は旅館等を客室数 15 室以上のビジネスホテルに建替えする場合

③ 改築

旅館等の事業者が、既存の和式客室をビジネスホテルの用に供する客室に1室以上改築する場合

④ 増築

事業者が、既存の客室に加え、ビジネスホテルの用に供する客室を1室以上増築する場合

ビジネスホテルの新設 又は、
建替え等のために要する費用

×30% = 交付額

(千円未満を切捨て額)

- ・ 交付額の上限 : 3億円
- ・ 奨励金は、1会計年度につき2,000万円を上限に交付(最長15年間交付)

※ 国、県又はその他の団体が交付する補助金等及び解体又は取壊しに要する費用がある場合は、
その額を差し引いた額とします。

※ 本市では、用地の確保をいたしません。

ビジネスホテル

旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業(以下同じ。)の用に供する施設のうち、主に商用の顧客の利用を目的とする宿泊機能に重点が置かれた施設で、洋式の構造及び設備を主とするもの

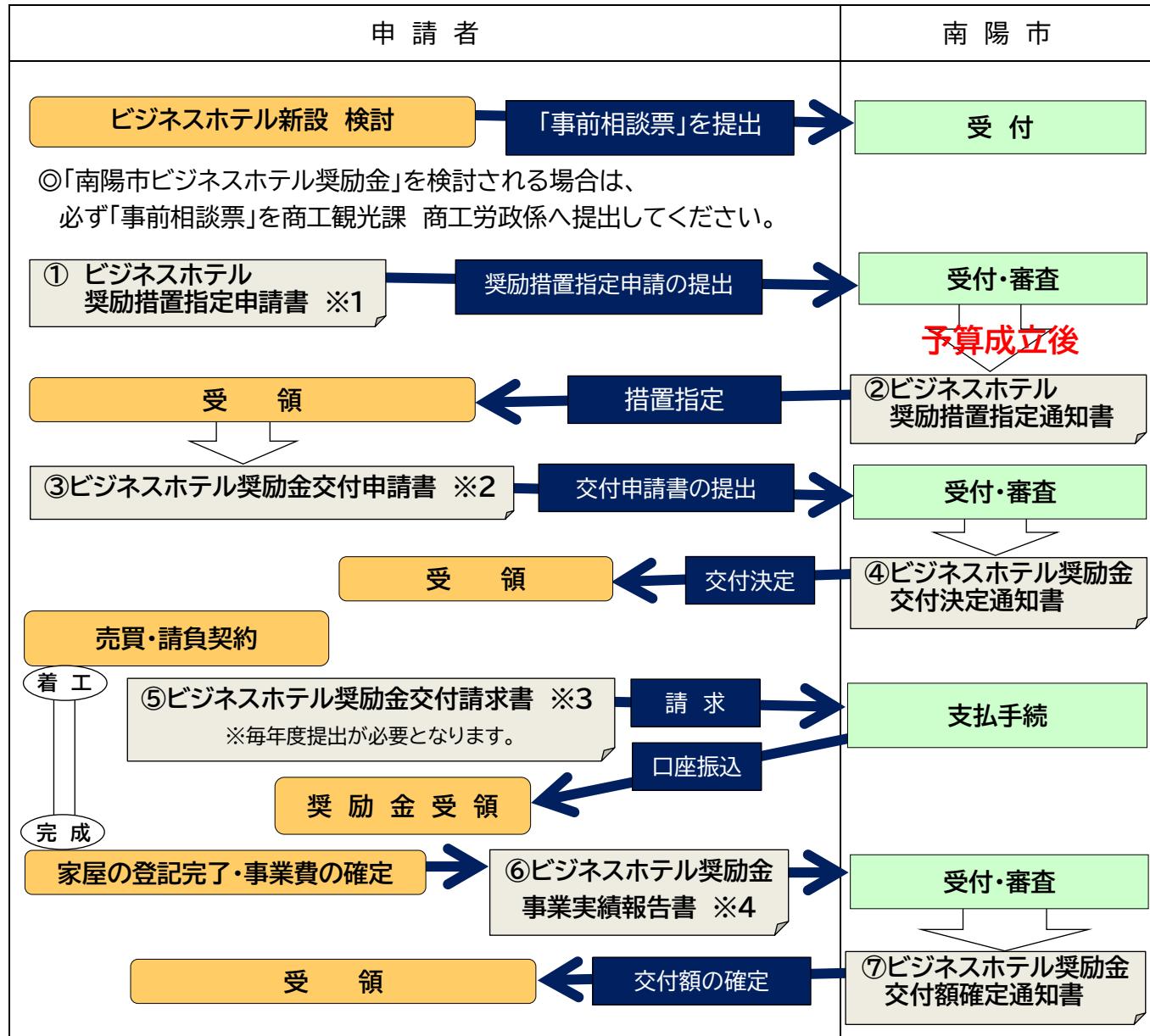
旅館等

旅館・ホテル営業の用に供する施設のうち、ビジネスホテル以外の施設

事業者

旅館・ホテル営業の用に供する施設の設置者

【標準的な申請から奨励金受領までの流れ(新設の場合)】



●【※1 ①措置指定申請のときの提出書類】

- (1)ビジネスホテル奨励措置指定申請書(様式第1号)
- (2)会社法人登記事項証明書又は住民票の写し
- (3)納税証明書
- (4)見積書及び設計書
- (5)位置図、配置図及び平面図
- (6)国、県又はその他の団体から補助金等の交付を受ける場合は、その関係書類の写し
- (7)既存施設の解体又は取壊しを要する場合は、当該工事に係る見積書等
- (8)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

●【※2 ③交付申請のときの提出書類】

- (1)ビジネスホテル奨励金交付申請書(様式第3号)

●【※3 ⑤交付請求のときの提出書類】

- (1)ビジネスホテル奨励金交付請求書(様式第5号)
- (2)2年目以降:納税証明書

●【※4 ⑥事業実績報告書のときの提出書類】

- (1)ビジネスホテル奨励金事業実績報告書(様式第9号)
- (2)土地及び家屋の登記事項証明書
- (3)建築確認済証及び検査済証の写し又はこれらに類する書類
- (4)建物の新設等に係る売買契約書、工事請負契約書及び領収書の写し
- (5)土地が賃貸の場合は、不動産賃貸契約書の写し
- (6)国、県又はその他の団体から補助金等の交付を受けた場合は、その関係書類の写し
- (7)新設等をした建物の位置図、配置図及び平面図
- (8)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【お問合せ先】

南陽市商工観光課 商工労政係

電話:0238-40-8294(直通)

E-mail:syoko1@city.nanyo.yamagata.jp